

8月 大阪 ビジネス・ロー・スクールのご案内

【全2回】独占禁止法集中講座

～適法かつ積極的な企業戦略の立案・遂行に向けて～

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

- 講師 長澤哲也 弁護士（弁護士法人 大江橋法律事務所）
 - 日時 【第1回】2019年8月5日（月）
【第2回】2019年8月27日（火）
各午後2時～5時（計6時間）
 - 会場 大江ビル 13階 会議室
（大阪市中央区農人橋1-1-22）
 - 定員 40名（申込順）
- ※会場での録音・撮影，パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- 受講料 37,800円（1名分，税込）
 - 全2回通しでの受講のみとなります。
 - 同一の受講申込書にて1社2名以上申込の場合，2人目から2,160円引きといたします。
 - 経営法友会会員の方は，受講料を21,600円（1名分，税込，上記割引との併用はありません）に割引いたします。会員の方は，下記受講申込書の「経営法友会会員」のに✓を入れて下さい。
 - 講義資料・レジユメのみの販売はいたしません。

くわしくは，裏面申込要領をご覧ください。

講座開設の趣旨

- ▶独禁法違反に対する制裁がますます強化されようとしています。厳しい制裁に備えてコンプライアンスを強化することはもちろん重要ですが，過度に萎縮し，本来許容されるはずの企業活動まで自制してしまつては，企業の競争力を削ぐことになりかねません。
- ▶重要なのは，適法性を確保しつつ，いかに積極果敢な企業戦略を立案・遂行できるかです。そのためには，独禁法違反行為と適法行為との境界線を正しく理解することが何より必要です。公正取引委員会は，種々のガイドラインを公表していますが，その大部分は違法性判断における考慮要素を示すにとどまります。どのような場合に「独禁法違反とならない」のかについては不明確なままとなっています。
- ▶本セミナーでは，独禁法上の疑問が生じることの多い企業活動について，「どのようにすれば独禁法違反とならないか」について，実務経験豊富な弁護士の視点から，実例も交え，可能な限り具体的に解説いたします。また，独禁法違反が社内で発覚するなどの有事において，慌てることなく適切な措置を講ずることができるよう，最新の法改正を踏まえた実践的対応策を解説します。

〈大阪〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2019年 月 日

(8/5, 27) 『独占禁止法集中講座』 (37,800円1名分)(但し 名分)

社名	部 署	業 種		
住所 (〒 -)	電話番号			
受講者名	左記受講者のEメールアドレス	社歴等 (端数切上) 入社後 実務経験	今後のご案内の要否 (※)	
①		約__年 約__年	Eメール希望	
②		約__年 約__年	Eメール希望	
③		約__年 約__年	Eメール希望	

(※) 本「受講申込書」ご記入の連絡先に，今後のセミナー案内等することを希望される方は，○で囲んで下さい。↑

経営法友会会員 (会員会社の方は，に✓をお入れ下さい。)

I 企業活動と独禁法

1 競争者との協動的取組

- ・カルテルの疑いを受けないために
- ・業務提携

2 流通戦略（流通業者に対する拘束）

- ・価格拘束
- ・非価格拘束

3 競合的活動の制限

- ・製造・販売活動の制限，競業避止義務
- ・研究開発の制限
- ・知財ライセンスに伴う制限

4 競争者に対する劣後的取扱い

- ・取引拒絶
- ・差別的取扱い

5 取引先の囲い込み

- ・排他的拘束
- ・抱き合わせ販売

6 有利な取引条件による顧客の獲得

- ・不当廉売
- ・差別対価

7 取引先に対する不利益行為

- ・優越的地位の濫用
- ・下請法

II 独禁法違反の疑いが生じた場合の対応

1 最近の法改正について

- ・平成30年改正（確約制度の導入）
- ・令和元年改正（裁量型課徴金制度の導入）

2 カルテルの疑い

- ・社内調査
- ・リニエンシー申請
- ・公取委調査への対応

3 カルテル以外の独禁法違反の疑い

- ・社内調査
- ・公取委調査への対応
- ・確約手続の活用

お申込要領

■受講のお申込みは、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記「申込先」まで郵送、またはFAXにてご送信下さい。なお、弊社HP上から直接申し込むこともできます。

■申込み受け付け後、請求書・受講票、振込用紙をご送付いたします。受講料は、請求書到着日からセミナー開催後1ヶ月以内の間にお振り込み下さい。特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。

■受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願いいたします（この場合は、必ず事前に下記「問合せ先」までご連絡下さい）。

■ご記入いただきました個人情報、弊社の「個人情報保護方針」(<http://www.shojihomu.co.jp/privacy-policy.html>)に従って適切に取り扱います。

■反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。

■講義内容・趣旨等を考慮のうえ、セミナーへの出席をご遠慮願う場合がございます。

■大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございます。

■申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)

株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843 (専用)

※FAXによりお申込みいただく場合は、「受講申込書」を切り離さずにご送信下さい。

■問合せ 電話03(5614)5650 (ダイヤルイン)

Eメール: law-school@shojihomu.co.jp

URL: <http://www.shojihomu.co.jp/>